平成 27 年 12 月

被保険者の皆さまへ

マイナンバーが記載されている書類等について（お願い）

10 月からマイナンバー制度が開始されたことにより、各市区町村よりご自宅へ「個人番号（マイナンバー）通知カード」の郵送が始まっております。

現時点では、ＴＤＫ健保組合がマイナンバーを取り扱うことができないため、マイナンバーが記載された書類等を受理することができません。

つきましては、住民票や各種証明書をご提出いただく時にはマイナンバーの記載がないことを確認いただき、もし記載されていた場合は**マイナンバーを復元できない程度にマスキングを行うか、マイナンバーの部分をマジック等で塗りつぶしていただく等**をしてご提出くださいますようお願いいたします。

（なお、仮に上記の措置が十分に行われずにＴＤＫ健保組合へマイナンバーが記載された状態での各種書類等の提出があった場合には、書類を返却し、必要な修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。）

また、マイナンバーの取り扱いに関しましては、改めてご案内いたします。

※マイナンバーの登録は各事業所（ご勤務先の会社）を通じて、実施の予定です。（任意継続被保険者の方を除く。）

※不審に感じたときはその場で答えず、ＴＤＫ健保組合までお電話ください。

〈問合せ先〉　ＴＤＫ健康保険組合　電話：03－6852－7237